

小山工業高等専門学校学生準則

制 定 昭和42年4月1日

最終改正 平成23年4月1日

第1章 総則

第1条 この準則は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第35条の定に基づき、学生として守らなければならない事項を規定したものである。

第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を守り、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人2名が連署した誓約書を校長あて提出するものとする。

第4条 保証人のうち1名は、緊急の場合直ちに来校できる者とする。

第5条 保証人は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 一 禁固以上の刑に処せられた者
- 二 破産者でいまだ復権しない者
- 三 成年被後見人、被補佐人及び被補助人

第6条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、速やかに、新たに保証人を定めて保証人変更届を校長あて提出するものとする。

第7条 保証人が改姓した場合は保証人改姓届を、保証人が転居した場合は保証人住所変更届を校長あて提出するものとする。

第3章 学生証

第8条 各学年のはじめに学生証の交付を受けて、常にこれを携帯し、本校教職員の請求があった場合は、いつでもこれを提示するものとする。

第9条 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときは、直ちに校長に返付するものとする。

第10条 学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに学生証再交付願を校長あて提出して、再交付を受けるものとする。

第4章 休学、退学、欠席等

第11条 病気その他の理由により、継続して3か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、休学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第12条 休学した者が、その理由の消滅により復学しようとするときは、復学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第13条 退学しようとするときは、退学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第14条 欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に欠席（欠課、遅刻、早退）届を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できなかつたときは、その理由を明記して、事後直ちに提出するものとする。

る。

2 病気のため引き続いて1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第15条 父母又は近親者の喪に服するために欠席するときは、忌引願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、伯叔父母1日とする。

第16条 改姓その他身上の異動があったときは、速やかに身上異動届を校長あて提出するものとする。

第17条 学生宿所届を校長あて提出するものとする。

2 住居を変更したときは、速やかに住所変更届を校長あて提出するものとする。

第5章 服装等

第18条 学生は、本校学生としての品位を損なわぬ服装・マナーに心がけるとともに、本校学生としての誇りを持って常に行動するものとする。

2 学生は、入学式、卒業式その他の式典等に当たっては、特にその場にふさわしい服装・マナーに心掛けるものとする。

第6章 健康診断

第19条 学生は、毎年行われる定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けるものとする。

第20条 校長は、健康診断の結果、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第7章 学生会

第21条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

2 学生は、入学と同時に学生会の会員となる。

第22条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に役立つことを目的とする。

第23条 前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

五 学校生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第24条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

一 学校の教育方針に従って、学校の教育の達成に寄与すること。

二 本来の目的にのっとり、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような活動は行わないこと。

三 学生は、その運営について常に深い関心をはらい、活動に積極的に参加すること。

四 会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。

五 学外活動を行うに当たっては、学校の指導と承認を受け、第22条に規定する目的の範囲内で行動すること。

六 目的の達成上必要があり、かつ、活動の自主性が妨げられないと校長が認めた場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第25条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 構成
- 四 組織
- 五 役員の種類、任務及びその任期
- 六 総会及びその他の機関の機能と権限
- 七 部の種類とそれらの機能
- 八 会計に関すること。
- 九 学校の指導に関すること。
- 十 会議の招集に関すること。
- 十一 部活動の連絡調整に関すること。
- 十二 選挙に関すること。
- 十三 事業計画及び予算、決算に関すること。
- 十四 規約の改正に関すること。

第26条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

第27条 学生会の指導については、校長の命を受けて副校長（学生主事）が総括する。

- 2 数名の顧問教員を置く。
- 3 各部にそれぞれ指導教員を置く。
- 4 顧問教員及び指導教員は、校長が命じ、副校長（学生主事）の総括のもとに部活動の指導に当たる。

第28条 学生会が、第24条第6号の規定により学外団体に加盟しようとするときは、当該団体の規約を添え学外団体加盟願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

- 2 部の単位をもって学外団体に加盟しようとする場合は、前項の規定を準用する。

第29条 前条の学外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すものとする。

第8章 学生団体

第30条 学生が、学生会以外の団体を結成しようとするときは、当該団体の規約及び会員の名簿を添え、学生団体結成願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

- 2 前項の許可を与える場合、校長は、当該団体の指導教員を命ずるものとする。
- 3 団体の規約を改正する場合も、第1項の規定を準用する。

第31条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消し、解散を命ずることがある。

第32条 第30条に規定する団体が、学外団体に参加しようとするときは、その学外団体の規約及び役員名簿を添え、学外団体参加願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第33条 前条の学外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すものとする。

第9章 集会等

第34条 校内又は校外において、学生が本校名を使用して集会、催物その他の行事を行おうとするとき、又は本校学生であることを明らかにして校外団体の活動に参加しようとするときは、1週間前までに集会（催物・行事）許可願又は校内（校外）活動許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 前項の場合、その実施については、副校長（学生主事）の指示に従うものとする。

第35条 前条の場合、本校学生の本分に反する行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第10章 印刷物の発行・配布等

第36条 校内又は校外において、学生が本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を発行して配布しようとするときは、あらかじめ当該印刷物2部を貼付して印刷物発行掲示許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第11章 掲示

第37条 校外において、学生が本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、あらかじめ、当該掲示物の写しを添えて印刷物発行掲示許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第38条 校内において、学生が本校名又は団体名等を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を副校長（学生主事）あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 掲示は、本校所定の場所に行うものとする。

3 前項の規定に違反した場合は、撤去することがある。

4 掲示期間は、原則として1週間以内とする。

第39条 前2条に規定する掲示物は、掲示期間が経過したときには、直ちに撤去するものとする。

第40条 次の各号に該当するものは、校内及び校外の何れにおいても掲示を許可しない。

- 一 学校の政治的中立性又は宗教的中立性を侵害する恐れのあるもの
- 二 特定の個人又は団体等を非難し、あるいはこれに利益を与えるもの
- 三 品格が下劣で学生としての名誉を著しく侵害する恐れのあるもの
- 四 その他、現実に本校の秩序を著しく乱す恐れのあるものなど校長が掲示するのが適当でないと判断したもの

第12章 施設等の使用

第41条 学生会・学生団体及び学生が、本校の施設、設備を使用しようとするときは、施設設備使用願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。ただし、日常その使用を認められている施設、設備については、この限りでない。

附 則

この準則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成16年10月19日から施行する。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成23年4月1日から施行する。